

亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想（骨子案）に対する意見

【共通意見】

該当ページ	項目	意見	回答
全体		第5章から第8章までは、骨子案と言いながら最終案で提示とだけ表記され、これでは骨子案とはいえない。最終案を示す前に再度骨子案を示すべきである。	パブリックコメント実施前に議会へ最終案をご提示し、いただいた意見を反映した後に、パブリックコメントを実施いたします。
1	第1章 はじめに 第1節 基本構想策定について	令和14年度末には、「溶融施設の稼働終了を予定」とあるが、長寿命化計画では、令和11年度末で稼働を終了としている。令和14年度末に稼働を終了するというのは、計画上の根拠がないため根拠を示すべきである。	現行施設の長寿命化計画においては、令和11年度までの稼働計画を令和14年度まで延命化するように改訂いたします。

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
1	第1章 はじめに 第2節 計画の位置づけ	「総合計画や環境基本計画との整合を図る」としているが、次期総合計画案は、最終案の段階まで来ている。ところが、この基本構想はようやく骨子案が示されただけであり、このテンポで総合計画案との整合が図れるのか疑問である。どのように整合を図るのか明記すべきである。	第3次総合計画には、新施設整備の項目を位置付けており、本基本構想策定においては、第3次総合計画の内容と整合を図っております。
3	第2章 現状と課題の整理と施設整備に係る基本方針 第1節 廃棄物処理状況の把握 1 本市における取組状況	令和6年度の所管事務調査の市民団体との意見交換にもあったが、ゴミ処理に関する「教育」の大切さについて意見が多かった。施設内に教育に関するスペースの記述がなかったが、学ぶための場所も検討すべきである。	本構想は、施設や建設候補地、財政計画等の比較を行い、整備内容の絞り込みを行うものとなっております。本市といたしましても、環境教育は重要と考えており、次期施設整備の発注仕様に「環境教育」の項目を盛り込み、事業者からの事業提案をいただくことを考えております。
16	第2章 現状と課題の整理と施設整備に係る基本方針 第2節 ごみの排出量及び処理・処分量の実績 2 その他の実績 (4) 掘起しごみの処理	令和6年度で終了したことを明記すべきである。	掘り起こしごみ処理事業は、ご指摘の通り、令和6年度に終了しておりますので、事業終了した旨、追記いたします。
18	第2章 現状と課題の整理と施設整備に係る基本方針 第4節 施設整備に係る基本方針	ごみ処理に関しては、特に循環型社会の構築に欠かせないので、せめて基本方針にはSDGsの分類表を添付すべきである。	基本方針に対しまして、SDGsの分類表を添付いたします。

該当 ページ	項目	意見	回答
33	第5章 処理区域の設定等に基づく事業方式及び処理規模・処理方式の検討 第7節 民間委託に関する検討	委託できる事業の範囲を明確にし、コミュニティビジネスの可能性を含め、あらゆる手法を研究すべきである。	第5章第7節は、新施設竣工までのごみ処理についての比較となっており、「施設整備期間における現有施設の補修」、「中継施設の整備による外部処理委託」等の比較検討を想定しております。
33	第5章 処理区域の設定等に基づく事業方式及び処理規模・処理方式の検討 第7節 民間委託に関する検討	第7節は、「第6節、3 事業方式案の評価」に含まれるのではないのか。そうであるなら第7節は不必要である。	第5章第6節、3事業方式の評価につきましては、新施設稼働での事業方式の評価を行うものです。また第5章第7節では、新施設竣工までのごみ処理について手法の検討を記述するものでありますことから、項目として必要と考えております。
33	第6章 建設候補地の比較検討と評価 第1節 概略配置計画の検討	実質のごみ埋立量の把握とその対応について検討すべきである。	現行総合環境センター内の旧最終処分場を造成し、建設する場合の比較を行う際は、ごみの埋立量等を考慮に入れる必要はあると考えております。